

基本的な生活習慣を身につけさせるために、福岡県教育委員会では

## 今、ぜひ家庭で取り組んでいただきたい **5** つのことを提案します。

### ① 家族からあいさつの輪を広げましょう。

人間関係をつくるうえで「あいさつ」と「返事」は重要です。まずは家族で「おはよう」からはじめましょう。

### ② 朝ご飯をしっかりと食べましょう。

子どもの心身の健康には、望ましい食習慣が大切です。規則正しい生活を送るためにも、「朝ご飯をしっかりと食べる」という習慣を身につけましょう。

### ③ 家族一人一人の役割を決めましょう。

家庭の手伝いは、家族の会話を増やすとともに、人の役に立つ喜びや自分の存在感を学ぶ機会となります。子どもが頑張ったら、必ずほめましょう。

### ④ テレビやゲームの時間を決めましょう。

子どもが無制限にテレビやゲーム等にのめり込まないように、家庭で時間について決まりを設けることが大切です。

### ⑤ 読書に親しむ環境をつくりましょう。

読書は成長の糧、心の栄養素です。子どもが読書に親しむためには、家族で本を楽しんだり、読んだ本の話をしたりすることが効果的です。

そして何よりも、子どもの最大の願いは「家族のみんなが楽しく過ごす」ことです。思いやりのある明るい家庭をつくりましょう。

## へいちく News

### 見どころ満載の沿線ガイド

福岡県と沿線9市町村で構成する平成筑豊鉄道推進協議会作成の「～駅から訪ねる～ 沿線散策ガイド」が、へいちく窓口のほか、沿線の市町村・観光施設で12月1日から無料配布しています。



### いつもきれいな人見駅が評価される



平成筑豊鉄道浦田弘二副社長から、感謝状を受け取る中村三郎区長(右)

11月26日、人見駅をいつもきれいに清掃している金田6区に、平成筑豊鉄道から感謝状が贈られました。この日は人見地区の敬老会。地域のお祝いの席に花を添えたいらしい出来事でした。



▶ 関 平成筑豊鉄道 ☎ 22-1000 <http://www.heichiku.net>

# 児童手当を受給している人へのお知らせ

関 役場福祉係 ☎ 22-7763 赤池支所福祉係 ☎ 28-2004 方城支所福祉係 ☎ 22-0520

## 【平成18年度 現況届の提出は、もうお済みですか？】

児童手当を受給している人が、年に一度提出する児童手当現況届。この現況届が6月初めごろに、役場から郵送され、それを提出するようになっています。もし、10月期(10日振込)に児童手当の振込がない場合は、現況届を提出していない可能性があります(届け出がまだの人には、直接通知しています)。現況届の提出がまだの人は、至急手続きが必要です。下記のものを持参して、役場・各支所の担当窓口まで提出してください。

▶ 持参するもの 現況届(新規請求の人は、不要です。また、紛失している人は、窓口を用意しています)  
印鑑(受給者のみとめ印)  
健康保険証(社会保険などの被用者保険のみ)

※平成18年1月1日以降に福智町に転入した人は、前の住所地の所得証明書が必要です。

※新規認定請求をする人は、郵便局以外の金融機関の通帳(コピー可)が必要です。

※受給者の前年(1月分から5月分までの手当については前々年)所得が一定額以上の場合には、手当は支給されません。

## 【児童手当が、小学6年生修了前まで支給されます】

児童手当法の一部が平成18年4月に改正されたことに伴い、支給対象が現行の小学校3年生終了前(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生終了前(12歳到達後最初の年度末)までに拡大されました。この拡大で、額増額分に該当する人で申請がまだの場合、現況届と別に申請書を提出することになりますが、申請月の翌月からの該当となってしまうので至急手続きをしてください。また、現在支給されておらず新規認定請求となる人についても、申請月の翌月からの該当となりますが、月末に出生した場合は、15日以内の届け出であれば、申請からの該当となる場合があります。詳しくは、役場・各支所の担当窓口まで問い合わせください。

▶ 持参するもの 印鑑(受給者のみとめ印)  
健康保険証(社会保険などの被用者保険のみ)

※平成18年1月1日以降に福智町に転入した人は、前の住所地の所得証明書が必要です。

※新規認定請求をする人は、郵便局以外の金融機関の通帳(コピー可)が必要です。

※受給者の前年(1月分から5月分までの手当については前々年)所得が一定額以上の場合には、手当は支給されません。

## 【児童手当の振込先が、西日本シティ銀行の人へ】

西日本銀行と福岡シティ銀行の合併によって、支店の合併・閉鎖等が行われました。このことにより、口座番号・支店名が変更になる場合があります。

銀行から通知があった場合、もしくはご自身で気づいた場合は、必ず届け出が必要です。自動的に変更とはなりませんので、受給している人が届け出を行ってください。

届け出の際は、下記のもの、役場・各支所の担当窓口まで持参してください。

▶ 持参するもの 新しい通帳  
印鑑(受給者のみとめ印)

※受給者の配偶者等家族が、受給者の通帳・印鑑持参した場合は、委任となりますので代理の手続きでもかまいません。